

# 福山市国民健康保険人間ドック補助金交付事業の流れ

福山市と各医師会は、「福山市国民健康保険人間ドック補助金交付事業」の健診機関の代表者として集合契約を締結する。

受付期間：2024年（令和6年）5月1日（水）～2024年（令和6年）12月27日（金）

人間ドック受診期間：2024年（令和6年）5月1日（水）～2025年（令和7年）2月28日（金）

補助額：25,000円（人間ドックの費用（特定健康診査の詳細項目（眼底検査）の費用を除く）が25,000円を下回る場合はその額）から特定健康診査に係る費用（詳細項目（眼底検査）の費用を除く）を除いた額

区分				項目	様式	項目の内容
福山市	医師会	健診機関	受診者			
○				案内書・補助金交付申請書の設置		保険年金課、松永市民サービス課、北部市民サービス課、東部市民サービス課、神辺市民サービス課、鞆・内海・新市・沼隈・芦田・加茂の各支所、健康推進課、水呑・熊野分室、内浦・山野分所 健診機関、公民館等（案内書のみ）
			○	1. 補助申請	別紙1	・保険年金課又は各支所の窓口及び電子申請で補助の申請 ・持参物（被保険者証又はマイナンバーカード（保険証利用登録者）もしくは資格確認書） （窓口で代理人が申請する場合は代理人の本人確認書類）
○				2. 審査		・国保資格の有無 ・満40歳以上（年度末現在） ・1会計年度につき1回のみ ・脳ドック助成を受けていない ・特定健康診査を受診していない
○				3. 補助決定	別紙2  別紙A	対象となる被保険者に補助金交付決定書等を送付（送付物）補助金交付決定書 健診機関一覧表  否となる者については、人間ドック補助金交付対象外のお知らせを送付
			○	4. 受診日及び健診機関への予約		健診機関一覧表を参考に、受診を希望する健診機関に電話で予約
			○	4-2. 予約不能又は中止		予約不能又は健診を中止する場合は、補助金交付決定書を市へ返還
○				4-3. 補助決定の取消	別紙B	補助金交付決定取消通知書を送付
		○		5. 問診票、検査前の注意書き等送付		健診機関は問診票、検査前の注意書き等を送付
		○	○	6. 受診		受診者は補助金交付決定書、被保険者証又はマイナンバーカード（保険証利用登録者）もしくは資格確認書及び特定健康診査受診券を提示し、受診後、自己負担額を支払い 健診機関は補助金交付決定書、被保険者証又はマイナンバーカード（保険証利用登録者）もしくは資格確認書及び特定健康診査受診券を確認のうえ検査を実施し、自己負担額を徴収
		○		7. 補助金の請求及び特定健康診査費用の請求	別紙3 別紙4	健診機関は1か月分を取りまとめ、医師会へ健診結果・補助金交付決定書を添えて補助金の請求書を提出（健診月の翌月10日まで） 特定健康診査と同じ検査部分については、特定健康診査と同様、国保連へ請求
	○			8. 補助金請求		医師会は、健診機関の請求をとりまとめ市（健康推進課）へ送付（健診月の翌月15日まで）
○				9. 補助金の支払い		市（保険年金課）から健診機関へ支払い

# 「福山市国民健康保険人間ドック補助金交付事業」の補助金交付までのながれ

約2週間

補助金交付申請

- ・被保険者は保険年金課又は支所で申請（電子申請も可）

審査

補助金交付決定書、  
健診機関一覧表の送付

- ・市（保険年金課）から被保険者へ送付

人間ドックの予約

- ・被保険者は直接、健診機関へ予約  
**「福山市国保の人間ドック」**と言って予約する。

人間ドックの受診

- ・被保険者証
- ・特定健康診査受診券
- ・補助金交付決定書

- ・被保険者は健診機関へ  
福山市が交付する被保険者証又はマイナンバーカード（保険証利用登録者）もしくは資格確認書、福山市特定健康診査受診券、補助金交付決定書を提示して受診  
※補助金交付決定書の受領委任状の欄に署名・捺印のうえ提示する

人間ドック費用の支払い

- ・被保険者は人間ドック費用 （特定健康診査の詳細項目（眼底検査）の費用を除く） から25,000円を除いた額を健診機関の窓口へ支払い

特定健康診査費用の請求

- ・健診機関は特定健康診査に係る費用を国保連合会へ請求

補助金の請求

- ・請求書
- ・実績報告書
- ・補助金交付決定書
- ・健診結果（任意様式）

- ・健診機関は25,000円から特定健康診査の費用 （詳細項目（眼底検査）の費用を除く） を除いた額について、実績報告書、補助金交付決定書、健診結果を添えて1か月分を取りまとめ、健診月の翌月10日までに医師会へ請求書を提出
- ・医師会は、請求を取りまとめ、健診月の翌月15日までに市（健康推進課）へ送付

請求内容の確認

補助金の支払い

- ・市（保険年金課）から各健診機関へ支払い